

交通事故による診療について

交通事故にあつたら、警察へ届けるとともに、国民健康保険を使って医療を受ける場合は、住民課国民健康保険係にも届け出てください。

交通事故など、第三者から傷病をうけた場合でも、国民健康保険で医療を受けることができます。ただし、医療費は、加害者がその治療費を負担するのが原則ですので、国民健康保険が一時的に立て替え、あとで加害者に請求をします。（自損事故は第三者行為にはなりません。が、給付を受けるには届出が必要となっています。なお、飲酒運転や、無免許運転による負傷などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。）

よって、国民健康保険を使って医療を受けるときには、「第三者行為による傷病届」の手続きを行う必要があります。届出がなく保険診療を行った場合は、国保被保険者の方に治療費の全額をご負担していただくこととなりますのでご注意ください。

【届け出に必要なもの】

- 交通事故による傷病届
- 事故発生状況報告書（事故証明書に基づいて記入）
- 念書（被害者（国保の被保険者）が記入）
- 誓約書
（加害者が記入。但し国保被保険者の過失割合が高いと記入してもらえませんのでその場合は不要）
- 交通事故証明書（警察署で発行）
事故証明が入手不能な場合は「人身事故入手不能理由書」
- 印かん
- 国民健康保険被保険者証

【注意事項】

1. 次の場合は国民健康保険で医療を受けることはできません。
 - 加害者からすでに治療費を受け取っている場合
 - 業務上でのけがの場合
 - 飲酒運転や無免許運転での事故の場合 等
2. 届け出の前に示談が成立すると、国民健康保険で治療を受けられなくなりますので、示談の前にご相談ください。
3. 交通事故に際し、保険会社を仲介している場合は、保険会社に必ず連絡をしてください。

（傷病届等必要書類の作成を代行していただける保険会社もあるようです）

函南町役場 住民課 国民健康保険係

電話 055-979-8111